

平成29年度 第3回我孫子市空家等対策協議会 議事録

○日 時 平成29年11月16日（木）
午前9時30分から午前11時15分

○場 所 我孫子市役所 分館中会議室

○出席者 出席委員
大澤一郎（会長）、鈴木明人、四家秀隆、清野正芳、森山知浩、
坂本貴則、片谷勉、杉崎健一

欠席委員
湯下廣一

事務局
市民安全課：柏木幸昌、住安巖、鈴木正久、服部順一、松田健吾
建築住宅課：伊藤英昭、菅井正博、古泉信明、宮本昌幸

○議題

- (1) 特定空家等の経過報告 ※現地視察を含む。
- (2) 空家等対策計画（パブリックコメントの実施について）
- (3) 協議会のスケジュールについて

○公開・非公開 一部非公開（個人情報が含まれるため）

○傍聴人 無し

【開 会】

（司会／事務局）

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第3回我孫子市空家等対策協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様方にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、司会を務めさせていただきます、市民安全課の住安です。どうぞよろしく申し上げます。

会議に先立ちまして報告がございます。

本日の出席委員につきまして、当協議会委員9名のうち、8名が出席されております。

空家等の適切な管理に関する条例第11条第2項に基づき、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告申し上げます。

なお、本日、所要のため欠席されております、湯下委員には、後日、事務局から会議録（案）をお送りいたします。

また、この会議は「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」に基づき行われるため、原則公開となります。

議題1では、特定空家等の現地視察を予定していることから、個人情報の特定ができてしまうおそれがありますので、我孫子市情報公開条例第22条に基づき、会議を一部非公開とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員一同）

〈異議なしの声〉

（司会／事務局）

ありがとうございます。それでは、一部非公開とさせていただきます。

規則第9条では、会議録の作成を規定しておりますので、本日の会議終了後、事務局にて会議録（案）を作成しまして、委員の皆様にご確認いただき、市ホームページで閲覧できるような形で保存していきます。

なお、会議録には、発言された委員の名前も記載されます。

さらに、本日の会議録を作成するため、録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

それでは、前回の協議会で決定したとおり、特定空家等の現地視察を行います。

視察場所については、白山1件、寿4件となりますので、ご了承願います。外にマイクロバスを用意しておりますのでご案内します。

〈現地視察〉

【現地視察後】

(司会／事務局)

それでは、議事に入ります。本日の会議の議長は、我孫子市空家等の適切な管理に関する条例第11条第1項に基づき、会長となります。この後の議事進行をお願いしたいと思います。

【議事進行】

(議長)

それでは、議事に入ります。

【資料確認】

(議長)

事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

議事に入る前に資料の確認をお願いします。

- ・ 平成29年度 第3回我孫子市空家等対策協議会 次第 (A4版1枚)
- ・ 資料1 特定空家等経過報告 (A3版1枚)
- ・ 資料2 パブリックコメント実施後の流れについて (A4版1枚)
- ・ 資料3 我孫子市空家等対策計画(案)パブリックコメント版(A4版冊子)
- ・ 資料4 協議会のスケジュールについて (A4版1枚)

資料は、以上5点になります。よろしいでしょうか。

会議の過程の中で、もし資料の不足等がございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局までお申し出ください。

【傍聴人の入室】

(議長)

これより議題に入りたいと思いますが、会議開始時刻までに傍聴の希望者がいませんでしたので、これからの傍聴希望者の入室は許可しません。

【議 題】

(議長)

それでは、議題に入りたいと思います。

最初に議題（１）の「特定空家等の経過報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、特定空家等の経過報告をします。本日、配布した資料１「特定空家等経過報告」をご覧ください。

今回の経過報告は、前回の協議会から動きがあった４件について報告いたします。

まず、No.1については、１０月２４日に配達証明郵便で再度指導書を送付しました。

１１月１日に所有者から電話があり、解体について年内は無理だが、３月までには「やる」という答えが返ってきました。

また、解体の日程が決まったら市に連絡をくれるとのことでした。

次にNo.2については、２階建てと平屋建ての２軒の物件があり、近隣の方から情報提供をいただき、２階建ての建物に昔から住んでいて、よく見かけるとのことでした。

次にNo.5については、１０月６日に近隣の方から買い取りたいとの申し出があり、所有者に電話連絡し、その旨伝え、１０月１１日に所有者宅へ訪問し、買い取りの件について、話を伺ってきました。所有者としては、買ってもらえるのならば、是非、売りたいということだったので、今後は売買について、先方の仲介に入る不動産業者と話し合っていたいただきたく、電話番号を教えていいか確認を取り、了承が得られました。

次にNo.10については、１０月１７日に道路への越境部分の枝下しを確認しました。

以上、４件が前回の協議会から動きがあったもので、ほかの７件については、特に動きがありませんでした。

なお、前回の協議会でお配りした資料１の、No.3、No.8については、今までに何の音沙汰がありませんでした。

この１１件の特定空家等については、次回の協議会で委員の皆様にご意見を求め、今後の措置、勧告も含めて検討していきたいと思います。

特定空家等の経過報告は以上になります。

(議長)

ありがとうございました。それでは、特定空家等の経過報告について「ご意見等」ございますか。

(議長)

それでは、四家委員、お願いします。

(四家委員)

No.2の近隣の方からの情報提供によって建物に住んでいるということでしたが、この建物について、特定空家等の指導書を送っているのですか。

(事務局)

はい。送っています。

(四家委員)

送ってから連絡はあったのですか。

(事務局)

この住所に送り、届いており、7月に電話連絡をもらっていましたが、それ以降何も連絡がない状況です。

(議長)

最近、住んでいる可能性があることが新たに分かったということですので、それを踏まえて今後、どのように対応をするか協議会で個別に検討していくことになるのではないかと思います。

(片谷委員)

通知回数は、あらかじめ回数を決めて通知を出しているのですか。

空家によって出している回数にばらつきがありますが、これは、どういったことですか。

(事務局)

これは、過去に通知した回数であり、市に空家の情報提供があり、空家として認知した年度がそれぞれ違うため、通知回数にばらつきがあります。

(片谷委員)

分かりました。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ほかに無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

(議長)

次に議題（２）「空家等対策計画（パブリックコメントの実施について）」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題（２）に入る前に前回の協議会で出たご意見を資料３の我孫子市空家等対策計画（案）に反映しておりますのでご報告いたします。

まず、資料３の５３ページをご覧ください。こちらの中で建築住宅課の箇所について、前回の資料では空家等の「住宅としての」利活用に関することと記載がありましたが、皆様からのご意見をもとに「住宅としての」という文言を外させていただきました。このページの修正点につきましては、以上です。

なお、それ以外の修正点としては、全てのページに言えることですが、「である調」であった語尾を全て「です・ます調」に修正しております。

空家等対策計画（案）の修正に関するご報告は、以上となります。

それでは、空家等対策計画のパブリックコメントの実施について説明いたします。

本日、配布した資料２をご覧ください。

前回の協議会で皆様からパブリックコメントの実施について承認をいただいた後、市長・副市長協議を行い、パブリックコメントを平成２９年１１月１６日から１２月１５日の期間で実施することとなりました。

パブリックコメントの実施の周知方法については、「広報あびこ」１１月１６日号への掲載や市ホームページでの公開を通じて周知を行なっております。

今後の流れとして、意見があった場合には、その意見を集約し、市の考えをまとめ、市長協議を実施の上、寄せられた意見やその意見に対する回答を公共施設等の閲覧場所や市ホームページにて公表いたします。

その後、１月に総務企画及び環境都市の両常任委員会に属する委員に対し、パブリックコメントの意見を踏まえた計画（案）についての勉強会を実施する

予定です。

今回の2月の協議会では、パブリックコメントの実施結果や1月に実施した勉強会で出た意見等を踏まえ、空家等対策計画の策定に関する報告を行います。説明は、以上となります。

(議長)

ありがとうございました。今の説明に対し「ご意見等」ございますか。

(議長)

それでは、森山委員、お願いします。

(森山委員)

一般的にこういったパブリックコメントを公表した際には、市には、どのくらいの意見が寄せられるのですか。

極端な話ですが、全く意見が返ってこないようなこともあるのですか。他の部署での事例等があればお教えてください。

(事務局)

他の部署でも今回のように新しいことを始める際には、必要に応じてパブリックコメントを実施する場合がありますが、他の部署を見てみるといくつか意見が寄せられているケースが多い傾向にあると思います。

(森山委員)

そういったことであれば、全く意見が無いということは考えずらいということですか。

(事務局)

意見募集を締め切った後でないと分からないところもあります。

(森山委員)

今回のパブリックコメントは、前例を参考に実施しているのですか。

(事務局)

パブリックコメントの手続きに関する取り決めがあるので、それにしたがって手続を行っています。

(事務局)

パブリックコメントを行っても市民の関心が低いものについては、意見が無い場合もありますし、関心が高いものや実際に市民に関わるものについては、多数ご意見をいただく事があります。例えば、放射能に関する計画を作成した際には、100数件もの意見が寄せられました。

こういったことから、意見の数は、市民の関心度合いによるかと思います。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ほかに無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

(議長)

次に議題(3)「協議会のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、協議会のスケジュールについてご説明いたします。

資料4をご覧ください。次回の第4回目の協議会は、平成30年の2月上旬頃を予定をしています。

「空家等対策計画」については、パブリックコメントの結果報告・空家等対策計画の答申・その他意見交換を予定しています。

また、「特定空家等への対応」について第1回協議会から第3回協議会で提示した特定空家等の経過報告・新たな特定空家等があればその案件の提示と処置の検討を予定しています。

スケジュールについては、現時点での予定であるため、協議会の開催時期等が変更となる場合がございますので予めご了承ください。

事務局からは、以上となります。

(議長)

ありがとうございました。今の説明に対し「ご意見等」ございますか。

(議長)

ないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。この後

の進行は、事務局をお願いいたします。

(事務局)

本日は、委員の皆様にご貴重なお意見、ご提案をいただきまして、ありがとうございました。本日、資料3としてお配りいたしました空家等対策計画(案)は、大きな修正点はありませんが、事務局において「て・に・を・は」の確認や「語尾」の修正をしておりますので、もう一度目を通していただきまして、パブリックコメントの実施期間を過ぎても修正する機会もございますので、ご意見等がございましたら、いただけたらと思います。

引き続き、当協議会へのご協力をよろしくをお願いいたします。

(司会)

以上をもちまして、平成29年度 第3回我孫子市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ご議論をいただき、誠にありがとうございました。